

(令和8年習志野市議会第2回定例会)

発議案第1号

国における令和9年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年6月29日

習志野市議会議長

相原和幸様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 佐々木 秀一

国における令和9年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・こどもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、小中高生の自殺者の増加、さらには経済格差から生じる教育格差・こどもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、以下の項目を中心に、令和9年度に向けて必要な教育予算を確保することを強く求めるものである。

記

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 2 子どもたち一人一人にきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校及び公立高等学校等の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5 安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談体制を充実させること。
- 6 多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障する

ため、必要な予算措置を講じること。

7 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

8 G I G Aスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

相原和幸

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和8年習志野市議会第2回定例会)

発議案第2号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年6月29日

習志野市議会議長

相原和幸様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 佐々木 秀一

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、こどもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、21世紀のこどもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

相原和幸

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和8年習志野市議会第2回定例会)

発議案第3号

上下水道施設の耐震化及び老朽化対策を加速させるために地方自治体
への財政措置の拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定によ
り提出します。

令和8年6月29日

習志野市議会議長

相原和幸様

| | | |
|-----|----------|--------|
| 提出者 | 習志野市議会議員 | 入沢としゆき |
| 賛成者 | 習志野市議会議員 | 谷岡隆 |
| 〃 | 〃 | 佐野正人 |
| 〃 | 〃 | 宮内一夫 |
| 〃 | 〃 | 大宮こうた |

上下水道施設の耐震化及び老朽化対策を加速させるために地方自治体への財政措置の拡充を求める意見書

令和6年1月の能登地震で上下水道施設が甚大な被害を受けたことを受け、政府は上下水道施設の耐震化状況の緊急点検を行い、その結果を令和6年11月に公表した。令和5年度末時点での全国の耐震化率は、避難所などの重要施設に接続する管路等について、水道管路は約39%、下水道管路は約51%にとどまっていること、また、給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合は、約15%と低いことが明らかとなった。

政府は、昨年6月、国土強靱化実施中期計画を策定し、給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設のうち、接続する水道、下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合を100%にする目標年次を令和36年とした。あわせて、令和6年9月に全国の水道事業者及び下水道管理者に上下水道耐震化計画を策定するよう指示した。

本市企業局の令和6年度決算時の水道の基幹管路耐震適合率は62.3%、下水道の重要な幹線等の耐震化率は92.9%となっている。昨年7月に策定した習志野市上下水道耐震化計画では、避難所等の重要施設に接続する上水道管路等の目標を令和25年度、下水道管路の目標を令和40年度とした。目標達成までに長期間を要する見込みとなっている。

政府が、国土強靱化実施中期計画で、上下水道施設単体の耐震化率だけではなく、避難所などに接続する上下水道管路がともに耐震化されているかどうかの点検を行ったことは重要だが、全国の目標達成に約30年もの期間を要するのでは災害対策として不十分である。

本市企業局は、社会資本整備総合交付金を、管路施設の老朽化対策、地震対策に係る計画・検討、点検・調査、設計、工事等の財源として充当しているが、今後耐震化、老朽化対策を確実かつ速やかに進めるためには同交付金の拡充が重要である。

よって、本市議会は政府に対し、上下水道施設の耐震化及び老朽化対策を加速させるために地方自治体への財政措置の拡充を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

相原和幸

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和8年習志野市議会第2回定例会)

発議案第4号

生活保護基準引下げを違法とした最高裁判所判決に基づき、生活保護利用者への全額補償を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月29日

習志野市議会議長

相原和幸様

| | | |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 習志野市議会議員 | 谷岡隆 |
| 賛成者 | 習志野市議会議員 | 佐野正人 |
| 〃 | 〃 | 宮内一夫 |
| 〃 | 〃 | 大宮こうた |

生活保護基準引下げを違法とした最高裁判所判決に基づき、生活保護利用者への全額補償を求める意見書

令和7年6月27日、最高裁判所は、平成25年から平成27年にかけて実施された生活保護基準引下げ処分について、裁量権の逸脱・濫用があり違法と断じた。

この歴史的な判決により、厚生労働省は支払われるべきであった保護費を追加給付しなくてはならなくなった。特に、最高裁判決にて違法と判断されたデフレ調整による減額分（-4.78%）については、当該調整分の差額は全て支払われなければならない。

しかしながら、厚生労働省は、違法と判断された減額分全てを追加給付するのではなく、①低所得者（下位10%）の消費実態との比較を行い、当時の生活水準は2.49%下がっていたとして、引下げ額を2.49%とした上で、4.78%との差額分のみを追加給付し、②原告に対しては、特別給付金という形式で、上記減額された分を追加給付する、という対応策を公表した。

かかる対応策は、デフレ調整による減額が違法であると最高裁判決で断じられてなお、遡及して新たに減額処分を実施するに等しい対応であり、最高裁判所の判決の効力をないがしろにするものである。

行政機関である厚生労働省が、司法を担う最高裁判所の判決を軽視することは、三権分立の理念の否定にほかならず、憲法及び法律に基づく行政の根底を覆すものである。また、原告とそれ以外の生活保護利用者を区別することは、法の下での平等（憲法14条）に反するばかりか、生活保護利用者の中で新たな分断を生むことにつながるため、一律での被害救済が必要不可欠である。

さらに、厚生労働省は、違法な生活保護基準引下げ処分が行われた経過を検証し、同様の事態が生じないように再発防止を図り、生活保護利用者への謝罪をしなければならない。しかし、高市首相は、違法な処分を厚生労働大臣が行ったことはお詫びしたものの、生活保護利用者への謝罪はしていない。また、違法な生活保護基準引下げ処分がなされた原因の検証がなされないまま、厚生労働大臣は、一方的に専門委員会を設置し、上述した最高裁判決を軽視する対応策を公表したのみで、再発防止策は何も検討していない。

よって、本市議会は政府に対し、最高裁判決に基づく対応を実現するために下記事項の実施を強く求めるものである

- 1 全ての生活保護利用者に対し、減額前の基準と違法とされた減額後の基準（実際に使用された基準）の差額の全額を補償することによって被害回復をすること
 - 2 生活保護利用者への誠意ある謝罪をし、今後二度と同様の事態を引き起こさないよう検証し、再発防止に向けて真摯な取組をすること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

相原和幸

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。